

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	滋賀県立総合保健専門学校
設置者名	滋賀県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	30単位	9単位	
		夜・通信			
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	夜・通信	19単位	9単位	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

当校ホームページに掲載

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	滋賀県立総合保健専門学校
設置者名	滋賀県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	滋賀県立総合保健専門学校学校関係者評価懇話会
役割	<p>学校の特色や教育内容の充実を図るため、前年度の自己評価結果を評価する場と位置付けている。</p> <p>また、学校運営上の課題についても提示し、解決の方策について検討・アドバイスいただいているところである。</p> <p>これまで、地域社会への貢献や卒業生のサポート、入学試験、学校広報などについて意見をいただき、改善や新たな取り組みを行っている。</p> <p>今後もいただいた意見を学校運営に活かしていけるよう努めていく。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
県立高等学校長	1年	当校への進学実績のある高等学校の校長
県内歯科医院勤務	1年	当校歯科衛生学科卒業生・在学生の保護者
県内訪問看護ステーション勤務	1年	当校看護学科卒業生・当校講師
県内総合病院勤務	1年	当校看護学科実習指導者
県内歯科医院勤務	1年	当校歯科衛生学科実習指導者
職能団体会長	1年	滋賀県看護協会 歯科県歯科衛生士会
行政機関	1年	
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	滋賀県立総合保健専門学校
設置者名	滋賀県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>看護学科</p> <p>①教育計画は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに定める事項に従い、作成している。</p> <p>②毎年7、8月に全科目の教育内容、授業方法の見直しを行い、シラバスについて変更があれば学科会議にて検討し、内容を決定する。</p> <p>③12月末までに、担当講師にもシラバスについて変更の有無を確認し、再度検討を行う。1月に変更箇所についてデータの修正を行い、印刷する。</p> <p>④4月に学生、外部講師、内部教員、実習施設に配布する。</p> <p>歯科衛生学科</p> <p>①教育計画は、歯科衛生士学校養成所指定規則、歯科衛生士養成所指導ガイドラインに定める事項に従い作成している。</p> <p>②毎年12月に授業方法の見直しを行い、担当講師に対し、シラバスの変更について確認を行っている。→確認の依頼文に当該年度のシラバスを同封し、変更の有無について回答を求めている。変更ありの場合は、当該年度のシラバスに朱書き訂正・追記後返送してもらう。</p> <p>③1月に変更箇所についてデータの修正を行い、印刷する。</p> <p>④4月に学生、外部講師、内部教員、実習施設に配布する。</p>	
授業計画書の公表方法	当校ホームページに掲載
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学則第21条の定めるところにより、「授業科目の成績は、実習等の成績および講義、実習等の出席の状況により評価を行い、授業科目ごとに100点満点とし、60点以上を合格」としている。また、評価は別に定める当該授業科目の時間数の3分の2以上を履修した学生について行うものとし、校長は、これらの要件を満たし合格した者に対し、単位を認定することとしている。</p> <p>単位の認定については、別に定める「滋賀県立総合保健専門学校単位修得状況確認会議実施要領」により、単位修得の要件、単位修得審査方法を定め、厳格かつ適正に単位修得認定を行っている。</p> <p>単位修得状況確認会議は3月中旬に行い、会議後直ちに学生に公表している。</p> <p>会議構成員：校長、次長、看護学科学科長、歯科衛生学科学科長 看護学科1年、2年、3年各担任 歯科衛生学科1年、2年、3年各担任</p> <p>会議運営：各担任が単位修得状況確認表を作成し、それを基に審議する。</p> <p>参考：令和6年度滋賀県立総合保健専門学校単位修得状況確認会議実施要領</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

評価区点と評価基準表			
評定	達成の目安	評価基準	評点
秀	90点以上	基本的な目標を大きく超えて優秀である	実点数
優	80点以上 90点未満	基本的な目標を十分に達成している。	実点数
良	70点以上 80点未満	基本的な目標を達成している。	実点数
可	60点以上 70点未満	基本的な目標を最低限達成している。	実点数
不可	60点未満	基本的な目標を達成していないので再履修が必要である。	実点数
未履修	授業への出席が2/3未満	出席日数が足りないため、評価を行うに値しない。	0
認定	単位認定	単位認定が認められた科目	-

客観的な指標の算出方法の公表方法	当校ホームページに記載
------------------	-------------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学則第 23 条の定めるところにより、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えず、かつ、別に定める授業単位数を修得した者に対し、運営会議を経て、卒業を認定することとしている。

卒業の認定については、別に定める「滋賀県立総合保健専門学校卒業認定実施要領」により、成績評価認定および卒業認定要件、卒業認定審査方法を定め、厳格かつ適正に卒業認定を行っている。

卒業認定は 2 月上旬に行い、2 月下旬に学生に結果を公表している。

会議構成員：校長、次長、看護学科学科長、歯科衛生学科学科長、看護学科 3 年担任、
歯科衛生学科 3 年担任

会議運営： 3 年生担任が、①滋賀県立総合保健専門学校学則別表 1 および 2 に定める当該授業科目の時間の 3 分の 2 以上を履修したことを示す資料、②該当年度の卒業予定者の各年次別単位修得状況を示す成績一覧表および個別成績表、③卒業認定鑑文（学生状況、出席時間、卒業予定者の単位修得状況）を作成し、それを基に協議する。

教育目標：

(看護学科)

1. 看護の対象に関心を持ち、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解する能力を身につける。
2. 良好な人間関係を形成し、看護を実践するためのコミュニケーション能力を身につける。
3. 科学的根拠に基づき、対象や状況の変化に応じた看護を判断し、実践するための基礎的能力を身につける。
4. 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和に関わる看護を、多様な対象・多様な場において実践するための基礎的能力を身につける。
5. 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づく看護を実践するための能力を身につける。
6. 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割と他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら看護を提供するための基礎的能力を身につける。
7. 看護師として自己を見つめ、創造的に看護を探究し続ける能力を身につける。

(歯科衛生学科)

1. 豊かな心を持ち、口腔の健康を通して人間の健康を考えることのできる能力を養う。
2. 歯科衛生士としての責任を自覚し、医療人としての倫理観を養う。
3. 歯科予防処置、歯科診療の補助および歯科保健指導の知識技術を修得し歯科保健医療に応用展開できる能力を養う。
4. コミュニケーション能力を身に付け、保健・医療・福祉のチームの一員として活動できる協調性を養う。
5. 自らの目標を持ち、主体的に学習し続ける態度を養う。

参考：令和 6 年度滋賀県立総合保健専門学校卒業認定実施要領

卒業の認定に関する
方針の公表方法

当校のホームページに掲載

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	滋賀県立総合保健専門学校
設置者名	滋賀県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
看護		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単 位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3000 時間単位/99 単 位	1965 単位 時間 /76 単位	単位 時間 / 単位	1035 単位 時間 /23 単位	単位 時間 / 単位	単位 時間 / 単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		196人	0人	12人	115人	127人	

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
歯科		歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単 位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2955 単位時間/94 単 位	2010 単位 時間 /73 単 位	単位 時間/ 単位	945 単 位時 間 /21 単 位	単位 時間/ 単位	単位 時間/ 単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
114人		106人	0人	4人	70人	74人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）看護学科は「保健師助産師看護師学校養成所指定規則、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」、歯科衛生学科は「歯科衛生士学校養成所指定規則、歯科衛生士養成所指導ガイドライン」に則りカリキュラムの作成をしている。
成績評価の基準・方法
（概要）統一的な成績評価の基準の設定により、学生が成績のレベルを認識し、自発的に学習に取り組めるようにしている。成績評価の方法は、授業科目によって異なる。（詳細は教育計画に掲載）
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第 23 条の定めるところにより、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えず、かつ、別に定める授業単位数を修得した者に対し、運営会議を経て、卒業を認定することとしている。
学修支援等
（概要）健康管理にかかる会計年度任用職員を配置し、学生に対する健康管理に関する啓発（健康管理だよりの発行等）および希望者への健康相談業務に従事している。

（看護学科）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
63人 (100%)	0人 (0%)	63人 (100%)	0人 (0%)
（主な就職、業界等） 病院等			
（就職指導内容） 全学年の 4 月に就職に関するガイダンスを行っている。3 年間を通して進路カードを記入し、それをもとに確認、指導している。2 年次に就職に関する合同病院説明会を実施している。また、2 年次の夏期休暇、2 年次末の春期休暇を利用してインターンシップに行くよう指導している。3 年全員に対し面接にて、就職等の意向確認や個別に相談があるときは随時面接を実施している。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験受験資格			
（備考）（任意記載事項）			

(歯科衛生学科)

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
37人 (100%)	0人 (0%)	36人 (97.3%)	1人 (2.7%)
(主な就職、業界等) 病院（歯科口腔外科）、歯科診療所			
(就職指導内容) 3年生の6月に就職希望調査と就職オリエンテーションを行っている。求人票は随時学校に届くため、県内施設、県外施設別にファイルし、学生が常に閲覧できる状態にしている。夏期休暇や土曜日等を利用して施設見学を行うよう指導している。 また、夏に開催されるマッチングプログラムへの参加も促している。個別の相談がある場合は、随時面接を行っている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
看護学科 207人	看護学科 5人	2.4%
(中途退学の主な理由) 進路変更等のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 記入式のアンケートを行い、学習・学校生活の実態を踏まえ、学習支援を要する学生や対人関係上問題を抱えている学生などに対し、柔軟、個別に指導・面接を行っている。また、面接希望者には迅速に担任が面接を行い対応している。 退学の意向を申し出た学生に対し、本人の意志を尊重して退学の理由や原因を聴くようにしている。①担任面接、②学科長面接、③本人・保証人・学科長の3者面接と3段階で面接を行い、退学の意志確認を慎重に行っている。		

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
歯科衛生学科 113人	歯科衛生学科 2人	1.8%
(中途退学の主な理由) 進路変更等のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学習態度や欠席状況、学校生活、対人関係において問題を抱えている学生には、問		

題発生後できるだけ早い段階で、個別指導、面接を行っている。また、学生から面接の申し出があった場合は、迅速に担任または学科長が面接を行い対応している。退学の意向を示した学生には、退学を考えるに至った経緯を丁寧に確認し、誤解や不安がある場合には、継続できるようアドバイスを行っている。継続の意志が感じられない学生には、本人の意志だけでなく、保証人の了解を得られていることを確認した上で、保証人同席の面接を実施し、本人・保証人・担任・学科長で退学の意志確認を行っている。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	56,400 円※	390,000 円	0 円	※住所地在県外の者は、 169,200 円
歯科衛生	56,400 円※	390,000 円	0 円	※住所地在県外の者は、 169,200 円
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.shiga.lg.jp/sougouhoken/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 年度末に実施する学校自己評価 (教育理念、学校運営、教育活動、学修成果など 11 項目) と学校評価学生アンケートの結果を基に、評価が低い項目について、次年度の学校関係者懇話会 (定数 8 名) において、検討・協議を行っている。 これまでに伺った意見や取組内容を踏まえ、次年度の校内委員会で当校の問題点や解決の方策について議論している。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
県内高等学校	1 年	高校関係者 (学校長)
県内訪問看護ステーション勤務	1 年	卒業生
県内歯科医院勤務	1 年	卒業生・保護者
県内病院勤務	1 年	実習指導者

県内歯科医院勤務	1年	実習指導者
公益社団法人滋賀県看護協会	1年	会長
一般社団法人滋賀県歯科衛生士会	1年	会長
行政機関	1年	
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.shiga.lg.jp/sougouhoken/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.shiga.lg.jp/sougouhoken/

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H125220700019
学校名 (〇〇大学 等)	滋賀県立総合保健専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	滋賀県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		30人（ 0）人	31人（ 0）人	31人（ 0）人
内訳	第Ⅰ区分	8人	8人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	13人	10人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	4人	7人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	5人	6人	
区分外（多子世帯）	0人	0人		
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				31人（ 0）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 <small>短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）</small>		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 <small>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）</small>	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。